（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［略］

［削る］

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［同上］

2　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、第四十条の四第四項第一号イに規定する条件に適合すること。

ロ　送信速度は、通信の種類に応じて次の⑴又は⑵に規定する値（許容偏差は、〇・〇〇一パーセント以内とする。）であること。

⑴　⑵以外の通信を行う場合　毎秒八、〇〇〇ビット

⑵　呼出し及び応答を行うための通信を行う場合　毎秒三、〇〇〇ビット

ハ　位相雑音のレベルは、第四十条の四第四項第一号ハに規定する条件に適合すること。

ニ　第四十条の四第四項第一号ニに規定する条件に適合すること。

二　受信装置の条件

イ　空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）一二デシベル以上であること。

ロ　無線データ（ファクシミリ伝送を含む。）による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ　呼出し及び回線割当てを行うための通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ニ　無線電話による通信を行う場合にあつては、第四十条の四第四項第二号ニに規定する条件に適合すること。

三　空中線の条件

イ　主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区別			絶対利得
主輻射の方向からの離角（θ）			
水平方向のアレイアンテナ	水平方向	二一度以上四八度以下	次に掲げる式による値以下 $38-25\log_{10}\theta$ デシベル
		四八度を超え一八〇度以下	（一）五デシベル以下
	垂直方向	二〇度以上一三〇度以下	次に掲げる式による値以下 $15-0.0012\theta^{2}$ デシベル
		一三〇度を超え一八〇度以下	（一）五デシベル以下